

国土交通省 国土政策局  
移住等の促進に向けた実証調査 参加団体募集要領

## 1. 調査の趣旨

新たな国土形成計画（全国計画）では、地方の人口減少・流出の流れを変え、国土全体において地域の活力を高めるため、「地方への人の流れの創出・拡大」を掲げている。

近年、若者世代を中心に、都市住民の地方移住への関心が高まっており、潜在的な地方への移住希望者も相当数存在すると考えられる。また、コロナ禍を契機に、企業のテレワーク導入が拡大したことを背景として、東京の企業に勤めたまま地方に移住しテレワークを行う転職なき移住など、住む場所に縛られない新たな暮らし方・働き方が一定程度浸透している。

また、現在の住所とは別に、他の地域に生活の拠点を設ける二地域居住（三地域以上の多地域居住を含む）は、関係人口の創出・拡大を通じて地域に活力をもたらすものであり、移住に向けた準備・試行段階としても重要である。

このような背景のもと、国内各地において移住等（移住及び二地域居住）への支援の取組が進められているが、「住まい（住環境）」、「なりわい（仕事）の確保・新しい働き方」、「コミュニティ（地域づくりへの参加）」等に関する課題により、移住等の希望者が地域に定着するに至らない事例も多く存在しており、地域の受入れ体制の整備等が重要になっている。

本実証調査は、移住等の取組の更なる促進のため、地方公共団体と連携して移住等の促進に取り組むNPO法人、民間事業者等が実施する先導的な移住等の取組（移住につながる二地域居住の取組も含む）の調査・分析等を実施するものである。

## 2. 調査の概要

### （1）各団体の取組内容

#### ① 先導的な移住等の取組（実証調査）

地域における移住等の促進に向けて行われる、移住者等の受入れ環境整備のうち「住まい」「なりわい」「コミュニティ」等の二つ以上の観点を含み、地方公共団体と連携して先導的な取組を行うものとする。

また、取組によって得られた成果や明らかとなる課題の整理等を行うものとする。

#### 【支援対象となる取組のイメージ（想定）】※1

##### 住まい（住環境）

空き家の活用、賃貸住宅の供給、お試し居住等の促進、子育て等の住生活環境の充実、オンデマンド交通等による生活環境の向上 等

##### なりわい（仕事）の確保・新しい働き方

コワーキングスペース・シェアオフィスの整備、移住者等向けの職業マッチング、就職後の人材育成・定着等への支援、副業・兼業等の新しい働き方による地域との関わりの創出、特定地域づくり事業協同組合制度の活用 等

### コミュニティ（地域づくりへの参加）

定住・交流促進施設の整備等による地域交流の場の創出、移住者と地域住民の間に入るコーディネーター人材の育成、移住者への寛容性や多様性への理解を高めるための普及啓発の取組、地域のビジョンやどんな人に来て欲しいか等の情報発信 等

### 横断的事項

多様な主体による連携体制づくり（官民連携、都道府県・市町村による広域連携等）、民間事業者の取組みなどの情報共有・発信の場の創出 等

※1 取り組みイメージの詳細については、国土交通省が令和6年1月に公表した「移住・二地域居住等促進専門委員会」中間とりまとめを参照。

■移住・二地域居住等促進専門委員会中間とりまとめ

【令和6年1月9日公表、令和6年1月19日追記】

URL：<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001719484.pdf>

#### ② 取組に付随して実施する業務

- ・取組の終了時に、「2.（2）成果品」に記載する成果品の作成・提出。  
報告書では、取組の実施内容のほか、効果検証の結果、得られた成果や知見・課題等を取りまとめることとする。
- ・必要に応じて国土交通省が求めた場合に行う、進捗状況等の報告及び打合せ（オンラインを含む。）。

#### （2）成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書（A4判、30頁程度、カラー印刷、製本） 5部  
※概要版（A4判、1～2頁程度）を含む
- ・報告書のデータ（PDF形式） 一式
- ・その他監督職員の指示するもの 一式

なお、成果品一式の著作権は、国土交通省に帰属するものとする。

#### （3）対象地域

対象地域（対象区域又は対象とする土地）は問わない。提案の中で対象地域を明らかにすること。

#### （4）取組実施期間

対象とする取組の決定通知の交付日から令和7年3月7日（金）まで

## (5) 支援対象者

地方公共団体と連携して2.(1)に取り組むNPO法人、民間事業者等であることを条件とする。

なお、本取組における代表者及び取組実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、取組実施に係る責任体制を整備すること。

## 3. 支援の額及び支援対象外経費

### (1) 支援の額

- ・支援の額については、1団体当たり350万円(税込)程度以内とする。なお、応募内容について審査の上、支援額の上限を決定する。
- ・支出は、国土交通省が実施する調査の受託者から支援対象者へ行う。なお、支出は原則として取組完了時の一括精算とする。

### (2) 支援対象とならない経費の例

- ・取組の実施に直接必要とならない経費(従前から実施している活動の運営経費等)
- ・取組実施期間内に実施されない活動等に係る経費
- ・取組実施期間を超えて所有する施設・設備の建設・整備や用地の取得等の経費(ただし、消耗品の購入や設備のリースは可)
- ・営利のみを目的とした活動に係る経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ・取組実施者における経常的な経費(実証事業実施に係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等)
- ・取組の内容に照らし、取組実施者において当然備えているべき機器・備品等(例:机、椅子、書棚等の什器類、事務機器)
- ・親睦会に係る経費
- ・本取組の申請に要した費用
- ・国等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費(他事業等と重複補助にならないよう、負担区分を明確にすること)

## 4. 応募手続

応募の際は、別添様式により応募資料を作成し、下記の提出先まで電子メールにより提出すること。

なお、応募受領の確認を2営業日以内に電子メールにて送付することとする。

【提出資料】 応募資料(別添様式) ※様式の変更等は不可

【応募締切】 令和6年7月10日(水) 12時00分 必着

【提出先】 株式会社日本能率協会総合研究所 地域政策研究部

担当: 田中、水上、前原

E-Mail: syaken\_06★jmar.co.jp (★を@に変えて送信してください)

TEL: 03-3578-7529(直通)

## 5. 選定方法等

### (1) 選定方法

「4. 応募手続」に記載の提出期限までに応募があった取組の中から、下記(2)の「評価基準」をもとに、6件程度を選定する予定である。

選定に当たって、応募内容についてヒアリングを実施したり、追加資料の提出等を求めたりする場合がある。

### (2) 評価基準

#### 【①：実証調査の趣旨との整合性】

- ・「住まい(住環境)」「なりわい(仕事)の確保・新しい働き方」「コミュニティ(地域づくりへの参加)」等の二つ以上の観点を含み、先導的な取組となっているか。
- ・移住等の促進に与える効果、地域に及ぼす影響(経済的効果や地域活性化等)、調査を通じて得られた成果及び明らかとなる課題の整理方法は適切か。(どのような観点でとりまとめるか。)
- ・二地域居住等の促進に資する取組であるか。

#### 【②：公益性・汎用性】

- ・移住等の促進により広く地方創生に資する、社会的にニーズの高い提案内容か。
- ・他の地域のモデルとなる汎用性が見込めるか。

#### 【③：実現可能性】

- ・検証する内容や履行期間を通じて取り組むこと等(計画、必要な資金や参加者の確保、スケジュール等)が具体的であり、取組内容及び目指すべき方向性に整合性があるか。
- ・地方公共団体と連携した取組であるか。

#### 【④：継続性】

- ・本取組終了後も実施地域内において自立的、継続的な展開が想定できる取組であるか。

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、令和6年7月下旬を目処に応募者全員に通知する。

なお、予算の執行状況に応じて、応募のあった取組の中から年度途中で追加で選定を行う場合がある。

### (4) 採択後の手続

応募された取組が採択されたときは、個別に取組内容や支援額等について調整する可能性がある。その際、国土交通省から、取組内容について一部変更を求めることがある。また、必要に応じて資金計画や取組内容に関する資料の提出を求めることがある。

## 6. 支援の条件等

取組の実施者は、次の条件を守るものとする。

### (1) 計画変更の承認等

取組の実施者は、やむを得ない事情により、取組の実施内容又は取組の実施に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通省の承認を受けなければならない。

また、取組の実施者は、やむを得ない事情により、応募時点において計画された取組の実施が予定の期間内に完了しない場合又は取組の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告してその指示を受けなければならない。

### (2) 調査実施報告会議への出席等

取組の進捗・支援金の執行状況を調査・確認するため、国土交通省が実施する調査の受託者が主催する以下の会議に出席し、取組の実施状況等について報告すること（出席にかかる旅費等は「支援対象経費」に含むものとする）。

#### ① 中間報告

取組の実施者は、取組の中間段階において、取組状況及びこれまでの取組を踏まえた対応方針等について説明・報告すること。

#### ② 成果報告

取組の実施者は、取組期間の終盤に、その成果、今後の課題等を報告すること。

### (3) 刊行等

取組の実施者は、取組の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合に、本調査の採択事例である旨を記載することができる。

### (4) 経理書類の整理

取組の実施者は、取組の実施に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、契約の相手方となる国土交通省が実施する調査の受託者の求めに応じ、これらの帳簿及び証拠書類を提示・提出しなければならない。

また、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

### (5) 知的財産権の帰属等

取組の実施により生じた知的財産権は、取組の実施者に帰属する。ただし、取組の実施により生じた写真、資料等を国土交通省が利用する場合がある。また、その際、取組の実施者の名称等を公表する場合がある。

なお、作成した取組の成果についてはHP等で公開することを想定している。

### (6) 取得財産の管理

取組の実施により取得した財産の所有権は取組の実施者に帰属する。ただし、当該取組により取得した財産又は効用の増加した財産については、取組の実施後も、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

### (7) 取組中・取組後の協力について

取組の実施者には、取組の実施中及び実施後、当該取組及びその後の状況に関する調査・評価等のための国からのアンケートやヒアリング等への協力を求めることがある。また、原則として、団体の代表者（窓口）の氏名や連絡先は公表する。

## 7. 留意事項

- ①同一の内容で国又は地方公共団体から他の補助金等を受けている取組は応募できない。
- ②同一の応募者が同一の提案内容を重複した応募はできない。
- ③応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を全て無効とする。
- ⑤応募書類について、この募集要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- ⑥提出された応募書類は原則返却しない。
- ⑦採択した応募書類の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ⑧応募書類の提出後は、原則として応募書類に記載された内容の変更はできない。
- ⑨この募集要領及び応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや支援金の返還を求めることがある。
- ⑩手続きの詳細については、今後変更する場合がある。

## 8. その他・問い合わせ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22

株式会社日本能率協会総合研究所 地域政策研究部

担当：田中、水上、前原

E-Mail：syaken\_06★jmar.co.jp（★を@に変えて送信してください）

TEL：03-3578-7529（直通）